

津波防災地域づくりに関する法律の一部の施行期日を定める政令案 参照条文

○津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年十二月十四日法律第二百二十三号）（抄）

附 則

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九章、第九十九条（第三号から第六号までに係る部分に限る。）、第百条（第二号に係る部分に限る。）、第百一条（第三号に係る部分に限る。）及び第百三条（第五十八条に係る部分を除く。）の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。